

様式第 1 号 (第 3 条関係)

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	大津市立児童クラブ保育料及び間食費の減免決定		
根 拠 法 令 名	大津市立児童クラブ条例 (平成 12 年条例第 76 号)	(条項)第 1 1 条及び第 1 3 条	
基 準 法 令 名	大津市立児童クラブ条例 (平成 12 年条例第 76 号)	(条項)第 1 1 条及び第 1 3 条	
所 管 部 署	こども未来部 児童クラブ課		
標 準 処 理 期 間	1 5 日～3 0 日間	法 定 処 理 期 間	— 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【大津市立児童クラブ通所登録者に係る保護者負担金減免取扱要領】</p> <p>・掲載図書等【 大津市立児童クラブ通所案内 】</p> <p>・内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>[大津市立児童クラブ保育料及び間食費の減免決定に係る審査基準]</p> <p>大津市立児童クラブ保育料及び間食費の減免決定に係る審査基準は、大津市立児童クラブ条例第 1 1 条、第 1 3 条、大津市立児童クラブの管理運営に関する規則第 9 条及び大津市立児童クラブ通所登録者に係る保護者負担金減免取扱要領に定めるとおりとする。</p>			

参 考

[根拠法令・基準法令]

大津市立児童クラブ条例

(登録料及び保育料の減免)

第 1 1 条 市長は、次の各号に掲げる者に該当する保護者について、当該各号に定めるところにより、保育料（第 9 条第 1 項及び第 2 項に規定する保育料に限る。以下この項において同じ。）を減額し、又は免除することができる。

(1) 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の規定により保護を受けている者及び前年度分の市民税が非課税である者 免除

(2) 前号に該当する者を除き、ひとり親家庭等に属する者 児童 1 人につき当該月分（長期休業期間保育を受ける者にあつては、長期休業期間保育を行う期間（第 4 号において「長期休業保育期間」という。）において通所登録を受けていた期間分。次号及び第 4 号において同じ。）の保育料の 5 分の 1 に相当する額の減額

(3) 児童が兄弟姉妹で 2 人以上クラブに通所登録している者 兄弟姉妹の最年少の児童以外の児童 1 人につき当該月分の保育料の 5 分の 1 に相当する額の減額

(4) 児童が負傷又は疾病のため月の全日数（長期休業期間保育を受ける者にあつては、長期休業保育期間において通所登録を受けていた期間の全期間）にわたって欠席した者 当該月分の免除

2 市長は、前項に定める場合のほか、災害その他特別の事情がある保護者について、保育料を減額し、又は免除することができる。

(間食費の減免)

第 1 3 条 市長は、間食等の提供を受ける者の保護者のうち、第 1 1 条第 1 項第 1 号に掲げる者に該当するもの及び災害その他特別の事情があるものについて、間食費を減額し、又は免除することができる。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。